

◎ 土砂埋立行為許可後の主な留意事項

土砂埋立行為許可には、次の届出、報告等をするように条件が付けられていますので、十分留意して実施してください。

着手届

- 1 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立行為に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に着手届（様式第9号）を提出してください。

関係書類等の閲覧

- 2 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立行為を行っている間、利害関係者（近接住民等）の求めに応じて申請した書類等を閲覧させてください。

標識の掲示

- 3 許可事業者は、当該土砂埋立区域内の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る土砂埋立行為を行っている間、氏名又は名称その他を記載した標識（様式第8号）を掲示してください。

定期的な報告

- 4 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立行為に着手した日から6月ごとに区分した各期間（当該期間内に土砂埋立行為を廃止し、又は完了したときは、当該期間の初日から廃止又は完了の日までの間）ごとに、当該期間における土砂埋立行為の状況について、当該6月を経過した日（土砂埋立行為を廃止し、又は完了したときは、廃止又は完了の日）から起算して20日以内に書類等を添えて報告書（様式第10号）を提出してください。

変更の許可等

- 5 許可事業者は、許可に係る事項の変更をしようとするときは、事前協議後、事前周知を行った上で、変更許可申請書（様式第12号）を提出し許可を受けてください。

ただし、軽微な変更の場合は、変更届出書（様式第13号）を提出するとともに、土地の所有者等にも通知してください。

保証人の変更

- 6 許可事業者は、保証人の変更をしようとするときは、保証人変更許可申請書（様式第14号）を提出し許可を受けてください。また、保証人がなくなり、又は要件に該当しなくなったときは、その日から30日以内に、要件を満たすものを選定し、許可申請を行ってください。

完了届又は廃止届

- 7 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立行為を完了又は廃止したときは、当該土砂埋立行為を完了した日から起算して10日以内に完了届又は廃止届（様式第18号）に出来形図を添えて提出してください。

地位承継届

- 8 許可事業者は、相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る土砂埋立行為を承継した法人は、承継があった日から30日以内に、承継届出書（様式第15号）にその事実を証する書面を添えて提出してください。なお、土地埋立区域内の土地所有者等に承継の事実を通知してください。

譲渡

- 9 許可事業者から当該許可に係る土砂埋立行為の全部を譲り受けようとする者は、譲渡許可申請書（様式第 17 号）に関する書類等を添えて提出し許可を受けてください。

県条例許可への変更

- 10 計画変更により、土砂埋立区域の面積が 2,000 平方メートルを超える場合は、条例第 27 条の廃止と同時に県条例及び市適正実施確保条例の許可を取得するための手続が必要となります。

☆ 詳しい手続等については、建設管理課窓口で確認してください。